

一般社団法人 地域公益推進機構 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 地域公益推進機構と称し、英文では Community Welfare Initiative と称する。

(事務所)

第2条 当法人は、主たる事務所を埼玉県和光市に置く。

2 当法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。

(目的)

第3条 当法人は、変革する社会において新しい価値を創造する市民を支援しながら地域社会の健全な発展に寄与することを目的とし、全国において次の事業を行う。

(1)市民の公益活動の支援

(2)若者、女性、シニアの自立・就労・起業・コミュニティビジネス・創業の支援

(3)文化、スポーツ、芸術の振興及び高齢者や障がい者福祉の充実など地域福祉の増進

(4)その他、地域公益に資する事業

(公告)

第4条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

(機関の設置)

第5条 当法人に、理事会、監事を置く。

第2章 会員

(種別)

第6条 当法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)上の社員とする。

(1)正会員 当法人の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2)賛助会員 当法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

(入会)

第7条 正会員又は賛助会員として入会しようとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込み、代表理事の承認を受けなければならない。

(会費)

第8条 正会員又は賛助会員は、社員総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、納入した会費については、退会が年度途中であっても返納しない。

(会員資格の喪失)

第10条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退社したとき。

(2)死亡、もしくは失踪宣告を受けたとき。

(3)成年被後見人又は被保佐人になったとき。

- (4)除名されたとき。
- (5)会費の納入が継続してなされなかったとき。
- (6)総正会員の同意があったとき。

(除名)

第11条 会員が、当法人の名誉を毀損し、当法人の目的に反する行為をし、会員としての義務に違反するなど、除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議により、その会員を除名することができる。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第12条 会員が第10条の規定によりその資格を喪失したときは、当法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 当法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第3章 社員総会

(種別)

第13条 当法人の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第14条 社員総会は、正会員をもって構成する。

2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(権限)

第15条 社員総会は、次の事項を決議する。

- (1)入会の基準並びに会費の金額
- (2)各事業年度の決算報告
- (3)役員を選任及び解任
- (4)役員報酬の額又はその規定
- (5)会員の除名
- (6)定款の変更
- (7)長期借入金並びに重要な財産の処分及び譲受け
- (8)解散
- (9)合併並びに事業の全部及び事業の重要な一部の譲渡
- (10)理事会において社員総会に付議した事項
- (11)一般法人法に規定する事項

(開催)

第16条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催し、臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事が招集する。

(議長)

第18条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。代表理事に事故等による支障があるとき

は、その社員総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(決議)

第19条 社員総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 社員総会に欠席する正会員については、事前に委任状を作成し、提出することにより、総会への参加数に加えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の3分の2以上にあたる多数をもって行う。

(1)会員の除名

(2)監事の解任

(3)定款の変更

(4)解散

(5)公益目的事業を行うために不可欠な特定の財産の処分

(6)その他法令で定めた事項

(議事録)

第20条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、社員総会の日から10年間主たる事務所に備え置く。

2 議長及び出席した理事は、前項の議事録に署名又は記名押印する。

第4章 役員

(役員を設置)

第21条 当法人に、次の役員を置く。

(1)理事 3名以上10名以内

(2)監事 1名以上2名以内

2 理事のうち、1名を代表理事とする。

3 理事のうち、副代表理事、専務理事及び常務理事各若干名を定めることができる。

(選任)

第22条 理事及び監事は、社員総会の決議によって選任する。

2 代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から定める。

3 監事は、当法人又はその子法人の理事もしくは使用人を兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

(理事の職務権限)

第23条 代表理事は、当法人を代表し、その業務を執行する。

2 副代表理事は、代表理事を補佐する。

3 専務理事及び常務理事は、当法人の業務を分担執行する。

(監事の職務権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(任期)

第25条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

3 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としての権利義務を有する。

(解任)

第26条 役員は、社員総会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任する場合は、第19条第3項を適用する。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事、あるいは、理事及び監事に対して当法人より講師等を委嘱した場合に限り、社員総会の決議をもって、職務執行の対価として支給することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1)自己又は第三者のためにする当法人の事業の部類に属する取引

(2)自己又は第三者のためにする当法人との取引

(3)当法人がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における当法人とその理事との利益が相反する取引

2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(損害賠償責任及び責任の一部免除)

第29条 理事又は監事は、その任務を怠ったときは、当法人に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

2 当法人は、前項の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

(顧問、参与)

第30条 当法人に、若干名の顧問および参与を置くことができる。

2 顧問および参与は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払をすることができる。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

(1)当法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)代表理事、副代表理事、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(4)社員総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(5)従たる事務所の設置

(6)顧問又は参与の選任及び解任

2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。

(1)重要な財産の処分及び譲受け

(2)多額の借財

(3)重要な使用人の選任及び解任

(4)重要な組織の設置、変更及び廃止

(5)第29条の責任の一部免除契約の締結

(招集)

第33条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事が招集する。ただし、理事及び監事の全員の同意がある場合には、その招集手順を省略することができる。

2 代表理事以外の理事は、代表理事に対し、会議の目的である事項を示して、理事会の開催を請求することができる。

3 監事は、必要があると認めるときは、代表理事に対し、理事会の招集を請求することができる。

(議長)

第34条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表理事がこれに当たる。

(決議)

第35条 理事会の決議は、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(議事録)

第36条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成し、出席した理事及び監事は、これに署名又は記名押印する。

(決議及び報告の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときを除く。

2 理事、監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合には、その事項を理事会に報告することを要しない。

第6章 基金

(基金を引き受ける者の募集)

第38条 当法人は、基金を引き受ける者の募集をすることができる。

(基金の拠出者の権利)

第39条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第40条 基金の返還の手続きについては、基金の返還を行う場所及び方法その他の必要な事項を清算人において別に定めるものとする。

第7章 計算

(事業年度)

第41条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までの年1期とする。

(事業報告及び決算)

第42条 当法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時社員総会に提出しなければならない。

(1)事業報告及びその附属明細書

(2)貸借対照表及び損益計算書並びにこれらの附属明細書

2 事業報告については、代表理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

3 貸借対照表及び損益計算書については、定時社員総会の承認を受けなければならない。

(剰余金の分配の禁止)

第43条 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第44条 この定款は、社員総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第45条 当法人は、次の事由によって解散する。

(1)社員総会の特別決議

(2)社員が欠けたこと

(3)合併(合併により当法人が消滅する場合に限る。)

(4)破産手続き開始の決定

(5)その他の法令で定める事由

(残余財産)

第46条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国もしくは地方公共団体に贈与する。

第9章 附則

(最初の事業年度)

第47条 当法人の設立初年度の事業年度は、当法人成立の日から平成26年3月31日までとする。

(設立時の役員等)

第48条 当法人の設立時の理事及び代表理事は、次のとおりである。

設立時理事	関 正視
設立時理事	野口 章
設立時理事	井上明次
設立時理事	小見野成一
設立時代表理事	小倉順子

2 当法人の設立時の監事は、次のとおりである。

設立時監事 中村幸夫

3 当法人の設立時の参与は、次のとおりである。

設立時参与 鍵和田美津子

(設立時の社員)

第49条 設立時の社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

埼玉県和光市本町31番12-405号 CIハイツ	小倉順子
埼玉県和光市本町31番9-603号 CIハイツ	友國 洋
埼玉県和光市新倉2丁目27番25-701号 ライオンズマンション和光第5	関 正視
埼玉県和光市南1丁目27番52号	野口 章
埼玉県和光市本町31番16-410号 CIハイツ	井上明次
埼玉県新座市野火止六丁目4番21号	小見野成一
埼玉県和光市南1丁目14番32号	中村幸夫

(法令の準拠)

第50条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令に従う。

以上、一般社団法人 地域公益推進機構設立のため、設立時社員兼、設立時社員友國洋他5名の定款作成代理人である小倉順子は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

平成25年4月12日

設立時社員	小倉順子
設立時社員	友國 洋
設立時社員	関 正視
設立時社員	野口 章
設立時社員	井上明次
設立時社員	小見野成一
設立時社員	中村幸夫

上記設立時設立時社員7名の定款作成代理人
行政書士 福間健二

(附則)

1. この定款は平成25年4月30日から施行する。
2. この定款の変更は平成27年5月8日から施行する。